

## 令和7年度和歌山県社会的養護自立支援拠点事業 業務委託プロポーザル実施要領

### 1 事業名

令和7年度和歌山県社会的養護自立支援拠点事業

### 2 事業内容

別紙仕様書（案）のとおり

### 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 見積限度額

金16,294,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本委託契約は和歌山県財務規則等の関係法令の規定に基づき行い、令和7年2月和歌山県議会定例会において、令和7年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合がある。また、その場合において、県は責を負わない。

### 5 連絡先及び書類提出先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県共生社会推進部こども支援課 児童福祉班

TEL：073-441-2490（FAX：073-441-2491）

Email：e1104003@pref.wakayama.lg.jp

### 6 参加資格に関する事項

当プロポーザルに応募できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。ただし、宗教活動及び政治活動等を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下同じ。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。

- (5) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (6) 「8 事前説明会」に定める事前説明会に参加した者であること。

## 7 スケジュール

項目	日程
事前説明会申込	令和7年2月28日（金）17時まで
事前説明会	令和7年3月4日（火）11時
プロポーザルに係る質問締切	令和7年3月6日（木）17時まで
質問への回答	令和7年3月10日（月）
参加表明書類締切	令和7年3月12日（水）17時必着
企画提案書類締切	令和7年3月18日（火）17時必着
選定委員会（書類審査）	令和7年3月19日（木）～21日（金）
選定結果の通知	審査後、速やかに行う。

## 8 事前説明会

企画提案書類を提出予定の事業者は必ず、次に定める事前説明会に参加すること。事前説明会に参加しない事業者の提案書は受付できません。

- (1) 日 時：令和7年3月4日（火）11時00分から
- (2) 場 所：和歌山県庁 本庁2階 共生社会推進部会議室
- (3) 内 容：事業内容、仕様書の説明及び質疑応答
- (4) 申 込：事前説明会参加申込書（別紙様式第1号）を提出
- (5) 申込期限：令和7年2月28日（金）17時必着
- (6) 提 出 先：「5 連絡先及び書類提出先」参照

## 9 プロポーザルに係る質問

プロポーザル応募に当たって質問事項がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年3月6日（木）17時まで
- (2) 提 出 先：「5 連絡先及び書類提出先」参照
- (3) 提出方法

プロポーザルに係る質問書（別紙様式第2号）を持参、郵送、Email 又は FAX

※電話による質問は受け付けません。

※持参以外の方法で提出する場合は、連絡先あてに受領確認を行うこと。

- (4) 回 答

質問に対する回答は、令和7年3月10日（月）に和歌山県子ども支援課ホームページ

ジにて公開するものとする。

#### (5) 留意事項

提出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保のため、また、公正な選考を妨げるおそれがあるため、受け付けません。

### 10 提案に係る提出書類

#### (1) 参加表明書類

- ア 参加表明書（別紙様式第3号）
- イ 団体に関する概要書（別紙様式第4号）
- ウ 業務受託実績調書（別紙様式第5号）
- エ 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類の写し
- オ 登記事項証明書
- カ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明

※ただし、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する場合は、上記ア、イ、ウ及び和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しのみの提出とし、エ、オ、カは省略してよいものとする。

#### (2) 企画提案書類

- ア 企画提案書（別紙様式第6号）
- イ 事業実施提案書（別紙様式第7号）
- ウ 予算見積調書（任意様式）

※見込額には消費税及び地方消費税の額を明示すること。

### 11 企画提案書類等提出の手続き

#### (1) 提出方法：持参又は郵送（必着）

※郵送により提出する場合は、連絡先あてに受領確認を行うこと。

#### (2) 提出先：「5 連絡先及び書類提出先」参照

#### (3) 提出期限：参加表明書類・・・令和7年3月12日（水）17時必着

企画提案書類・・・令和7年3月18日（火）17時必着

#### (4) 提出部数：参加表明書類1部

企画提案書類5部（正本1部、副本4部）

### 12 契約候補者の選定及び評価方法

県が別に定める委員により組織された「和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、次の（2）に基づき選定を行う。審査方法は次のとおりとする。

(1) 書類審査

企画提案書及び見積書について、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら書類による審査・評価を行い、最も評価の高い者を契約候補者として選定する。

(2) 審査項目及び審査事項

企画提案のあった事業内容について、別表第1の審査項目及び審査事項（予定）の項目に基づき数値で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める項目を追加する場合がある。

(3) 契約候補者の選定

各選定委員が提出書類により審査、評価、採点を行い、各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。

(5) 提案者が1名の場合

選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者を選定する。基準点に満たないときは再度公募を行う。

(6) 評価点と同点の場合

審査項目「事業の具体的内容」の評価点が高い事業者を選定する。「事業の具体的内容」の評価点も同点の場合、選定委員会は、各評価内容を参考に協議の上、契約候補者を選定する。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、選定後、速やかに参加者に通知する。

(8) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定後、速やかに和歌山県こども支援課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 全提案者の評価点

イ 契約候補者の名称及び評価点

ウ 契約候補者の選定理由

(9) 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 「6 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合。

イ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

ウ 提案書類作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合。

エ 提案者に次の行為があった場合。

(ア) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(イ) 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(ウ) 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的

に開示すること。

(エ) 提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(オ) 他の提案者に対して妨害行為を行うこと。

(カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(10) 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、提案された企画内容をもとに、協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、プロポーザル方式での選定・契約であるため、提出された企画内容をそのまま採用することではなく、県と契約候補者が協議を繰り返しながら事業内容を決定し、最終的な仕様書を作成の上契約に至るため、提出された企画内容の通りとならないことに留意すること。

また、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議することとする。

(11) その他

ア 選定された場合には県と十分協議を行いながら事業を進めること。

イ 提案書類に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案書類提出者が負うこと。

ウ 提出された提案書類は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となること。

エ 本契約により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。

## 別表第 1

## 審査項目及び審査事項（予定）

審査項目		審査事項	配点 合計 100	
事業の取組方針	事業全体の目的や基本方針	事業趣旨を理解した取組方針が立てられているか。	10	15
	事業にまつわる現状や課題の把握	社会的養護自立支援における現状と課題を的確に把握・分析できているか。	5	
事業の実施体制	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県（児童相談所）や児童福祉施設が実施する自立支援の取組や関連事業（児童自立生活援助事業等）との連携について、効果的かつ具体的な提案がなされているか。</li> <li>・ 本事業の趣旨を踏まえ、仕様書（案）に定めるものその他有効な連携先や連携方法について適切な提案がなされているか。</li> </ul>	10	25
	職員配置・整備	業務の実施にあたり、適切な人員が配置されており、本業務を遂行する能力があると認められるか。	10	
	個人情報管理等の体制	適切な個人情報の管理及びプライバシー確保の体制が整っているか。	5	
業務の具体的内容	（１）相互交流の場の提供	社会的養護経験者等が相互交流を行うための方法（周知・啓発含む）が示されているか。また、効果が見込める内容であるか。	10	45
	（２）対象者への個別支援	相談支援（場所、人員、支援方法等）について、具体的かつ効率的なものとなっているか。	10	
		個別支援計画の作成及び計画に基づく支援について、具体的な想定の上、適切な進行管理のもと支援提供が期待できるか。	5	
		支援ニーズを把握する方法が示されているか。	5	
	（３）一時避難的かつ短期間の居場所の提供	対象者の状況が安定するまでの間、生活支援等を行うための具体的な支援方法の提案がされているか。	10	
（４）和歌山県における社会的養護自立支援の推進	調査方法は効果的なものであるか。	5		
所要経費	積算金額の明確性・合理性	所要経費及び算定根拠は明確で合理性のあるものか。	5	5
活動実績	児童福祉に関する活動及び類似事業の活動実績	本事業に類する事業を実施した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか	10	10